

輪島市中学校における部活動の方針

輪島市教育委員会

策定の趣旨

この方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、石川県の「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」及び「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、輪島市立中学校において、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が次の点を重視して、学校、地域、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

(1) 運動部活動及び文化部活動

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 運動部活動

- ・ 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。

(3) 文化部活動

- ・ 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

1 適切な運営のための体制整備(運動部活動及び文化部活動)

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、この方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

当該部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月(又は毎週)の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を当該部の生徒・保護者へ情報提供するとともに、その概要を、必要に応じて学校のホームページへの掲載等により公表するよう努める。

ウ 輪島市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 部活動安全推進委員会の設置等

ア 生徒の安全の確保に関し必要な事項について協議を行うため、学校に部活動安全推進委員会を置く。

イ 上記アの部活動安全推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(ア) 上記(1)アの活動方針及び活動計画等に関すること。

(イ) 生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)に関すること。

(ウ) 事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に関すること。

(エ) 事故が発生した場合における当該事故の検証に関すること。

(オ) 体罰・ハラスメントの根絶に関すること。

(カ) その他生徒の安全の確保に関し必要な事項

ウ 上記アの部活動安全推進委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(ア) 校長

(イ) 運動部顧問及び文化部顧問

(ウ) PTA 会長又はその指名する者

エ 上記ウに掲げる者のほか、必要に応じて、上記アの部活動安全推進委員会の会議に関係者を出席させることができる。

オ 上記アの部活動安全推進委員会に委員長を置き、委員長は校長をもって充てる。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

イ 輪島市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動を指導する教師

の校務分担の実態等を踏まえ、必要に応じて部活動指導員等の外部人材の増員に努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、当該部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動又は芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 輪島市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導又は文化部顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 輪島市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日 付 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

運動部活動

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検

や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。輪島市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通してスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識の習得に努める。

文化部活動

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。輪島市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識の習得に努める。

《指導する際の留意点》

運動部活動及び文化部活動

◇事故防止・安全確保

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

◇熱中症の予防

近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、特に夏季の運動部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動中に十分な水分補給や休息時間を確保するなど、生徒の健康状態や個人差に十分留意しながら適切な指導に努める。その際、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

また、日頃から生徒に熱中症についての知識や予防等について啓発する。

◇体罰等の根絶

指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は決して許されないことを十分に認識し、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

◇コミュニケーションの充実

部活動を運営する上で活動の前提となる、指導者と生徒との信頼関係づくりに向け、生徒とのコミュニケーションを大切にし、良好な人間関係の充実に努める。

- ・指導の目的や、内容、方法の明確な説明
- ・評価や励ましの観点からの積極的な声かけ
- ・疲労状況や精神状況等、心身両面での適切な助言
- ・厳しい言葉等による指導後の生徒へのフォローアップ

運動部活動

◇科学的なトレーニングの導入

指導者自身の経験則だけにたよることなく、競技種目の特性等を踏まえたスポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニング(発育・発達段階や運動の習熟段階に応じた適切な指導等)や最新の研究成果を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる。

文化部活動

◇合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の導入

分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的な練習方法(発育・発達段階や習熟段階に応じた適切な指導等)を積極的に取り入れる。

(参考)

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省)
- ・「運動部活動における熱中症事故の防止等について」(平成30年7月20日付スポーツ庁通知)
- ・「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年12月：石川県・石川県教育委員会)

(2) 部活動用指導手引の活用

運動部活動

運動部顧問は、中央競技団体が作成する運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

文化部活動

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引(習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定(運動部活動及び文化部活動)

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 休養日は、原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とする。
- 大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上休養日を設定する(前述の代替の休養日はこれに含まない。)

なお、次に掲げる際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。

- ・ 石川県中学校体育連盟、能登地区中学校体育連盟、輪島市中学校体育連盟等が主催又は共催する大会等に出場した際
- ・ 石川県吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会に出場した際
- 通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校

の休業日は長くとも3時間程度とする。

○ 夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、この方針に則り、各部活動の休業日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各当該部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

運動部活動

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するなど、スポーツ環境の整備に努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 輪島市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の推進に努める。

文化部活動

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、技能等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するなど、環境の整備に努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、レクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考

えられる。

イ 輪島市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組の推進に努める。

(2) 地域との連携等

運動部活動

ア 輪島市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備に努める。

イ 輪島市体育協会等のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、輪島市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域スポーツ環境の充実に努める。

また、輪島市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 輪島市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設の開放に努める。

エ 輪島市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得る努力をする。

文化部活動

ア 輪島市教育委員会及び校長は、生徒の芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、体育館や公民館、美術館等の社会教育施設、文化会館等の文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化等のための環境整備に努める。

イ 各分野の関係団体等は、輪島市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の芸術文化等の活動の充実に努める。

また、輪島市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部顧問等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 輪島市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放に努める。

エ 輪島市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得る努力をする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

運動部活動

ア 輪島市中学校体育連盟及び輪島市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、他の団体等が主催する大会等を含め、各学校の運動部が参加する大会数の適正化に努める。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会数の適正化に努める。

文化部活動

ア 輪島市教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、民間の団体が主催する大会等を含め、各学校の文化部が参加する大会等や催し等の数の適正化に努める。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会数や地域の行事、催し等の数の適正化に努める。

6 大会等への参加活動を行う場合の生徒輸送に係る厳守事項

運動部活動及び文化部活動

各当該部が、輪島市の区域の内外にかかわらず、次に掲げる大会等への参加に係る活動を行う場合において、自家用自動車(※1)又はレンタカー(※2)を利

用して、各当該部に所属する生徒の輸送を行うに当たっては、厳守事項を次の表のとおりとする。

- (ア) 大会(輪島市中学校体育連盟等が主催等する大会を除く)
- (イ) 練習試合
- (ウ) 合同練習
- (エ) その他上記(ア)から(ウ)までに類する大会等

種 類	厳守事項
自家用自動車(※1)	次に掲げる者が運転することを禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の保護者 ・教師 ・事務職員 ・校務技士 ・校務士 ・部活動指導員 ただし、生徒の保護者が、当該保護者の親権に服する生徒のみを同乗して運転する場合については、この限りでない。
レンタカー(※2)	次に掲げる者が運転することを禁止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の保護者 ・教師 ・事務職員 ・校務技士 ・校務士 ・部活動指導員 ただし、校務技士が、輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の区域内のみを運転する場合については、この限りでない。

(※1)「自家用自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する自動車で、生徒の保護者(家族を含む)、教師(家族を含む)、事務職員(家族を含む)、校務技士(家族を含む)、校務士(家族を含む)、部活動指導員(家族を含む)、同窓会、後援会、保護者会等が所有する自動車をいう。

(※2)「レンタカー」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の規定により、自家用自動車の有償貸渡しを業とする許可を受けた者が取り扱う自動車をいう。